

一、失業者トハ労働能カブルニ拘ラズ自由ナル職業ヲ得ル能ハサルモノトスルコト、  
二、雇制保護タルベキコト、

第三、被保護者

一、疾病トシテ産業種類労働、性質ヲ問ハズ在備契約ノ下ニ雇傭セラル、一切ノ  
労働者ヲ包含スベキコト、

二、原則トシテ賃銀額ニ制限ヲ加アル事ナキモ年額二千円以上ノ収入ヲ得ル者ハ  
ヲ除外スルモ可ナリ、

三、年額十六才以上六十才以下トシ六十才以上ノ労働者ニハ年金ヲ給スル養老年  
金制度ヲ制定スルコト、

第三、保険者

一、保険者ハ政府トスルコト、

第四、保険給付

一、失業給付金ハ生活ヲ保証スルニ足ル額タルヲ要シ被扶養者一人毎ニ割増スル  
ヲ要スルコト、

二、給付額ハ現行被保護者法ニ準ジ一次業毎ニ百八十日ヲ限度トシ正当ノ理由

ハ有ル時ニハ現行被保護者法ニ準ジ一次業毎ニ百八十日ヲ限度トシ正当ノ理由  
ニ依リテ延長スルコトヲ得、  
三、失業給付金ハ労働者ニ給付スルコトヲ要スルニ依リテ延長スルコトヲ得、  
四、失業給付金ハ労働者ニ給付スルコトヲ要スルニ依リテ延長スルコトヲ得、

第五、適用ノ範囲

一、現時トシテ四庫及資本家ノ負担トスルコト、

小作法制定ノ件

第十二号案

理由

中史執行委員会提出

小作法は小作人保護を目的とするものといふ、公益の規定を受け経済法則  
に制約せらるゝが故に本委員は、農村事情、小作事情等を重要に参照  
して其効果性を確保し、且つ我國無産階級の小作法制定に對して、其要項に  
お力点を置き、歴史的に對抗し来た在米の態度を転換して、其実現にも重点を  
置く為、現実の階級勢力の關係に鑑み、他の諸法律と均衡を考慮の中に入  
れたい。